

平成30年度 第4回石巻市市民公益活動推進委員会 会議録

○開催日：平成30年9月14日（金）午後1時30分～4時

○場 所：市役所4階 401会議室

○出席者：

委員：佐々木万亀夫委員、小林厚子委員、木村正樹委員、柴崎裕子委員（代理：伊勢 宮城県環境生活部共同参画社会推進課長補佐）、北川進委員（委員10人中5名出席）

傍聴者：1名

※当日配布資料

- ・次 第
- ・資料1 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（案）
- ・資料2 委員及び第2回NPO活動方針会議での意見
- ・資料3 第3章「市の取り組み」事例集
- ・資料4 平成30年度石巻市教育活動推進委員会のスケジュール（最終版）

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針（案）

(2) 委員及び第2回NPO活動方針会議での意見

【資料1】【資料2】に基づき事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

佐々木会長：【資料2】について、前回の委員会で5ページ、大槻委員からも要望があった市民公益活動方針の中で認知度・理解度のさらなる向上が、についてご意見等あるか。

《質疑応答》

質疑応答なし

佐々木会長：7ページで「個々の団体の活動がバラバラなのではなく、全体をまとめてくれる窓口があると思う」という意見を頂いた。対応としては10ページで再度説明をしてもらおうが、既存のNPO支援オフィスに協働推進するコーディネート機能を動かせる機能の充実を図る、ことについて、木村委員なにかないか。

木村委員：NPO支援オフィスについて、受託団体としては問題ないと思う。市と一緒に進めて頂ければ。

北川委員：一般的な考え方として市民活動NPOとの関係調整は社協にも関連性があると。現実的に大小様々だと思うが私は石巻社協もやっていると思う。

窓口という明確な標榜をやっていないが、一般論として社会福祉協議会というのは市民活動やボランティア活動のコーディネート機能が社協にあると思う。

平塚委員：小規模グループまでの小さな組織立てまでいってないので、NPO支援オフィスともつながりや関わりはあるが、業務的な中まで入るといよりは、地域づくりということに関わっているのが実態である。

北川委員：前向きに考えてみると、社会福祉協議会という表現までではなくボランティアセンタ

一という括りの中では、ボランティア活動センターという市民公益活動団体の調整機能を持っているとするならば、ボランティアセンターとの連携も含め、窓口という明確な表現まではいかなくても、連携ができたらと思う。社協のボランティアセンターはそうあるべきだな、と考えている。

佐々木会長：地域の社協によっては、支援オフィスと社協の両方の機能を持っているところがある。

北川委員：石巻の場合は明確に支援オフィスとして、社協ボランティアセンターでも大小はあるが団体の相談窓口として現実的にやりとりがあるというのは、前向きに考えるというのは大事なところで、本来支援オフィスと連携してもらえば、もっと窓口機能というものの意識が高まると思う。

平塚委員：社協は地域活動をされている団体や生活支援をされている団体などとの関わりはあるが、それ以外の分野についてはかかわりが薄いところがある。

木村委員：今話をしているのは、協働による市の責務という市の内部の体制整備としてのNPO支援オフィスの機能についての話だと思うが、支援オフィス自体が市の施設なので、ここをどうしてどういう形で具体的な形になっていくのか、その先に社会福祉協議会等だったり、ここではなく別な部分で、がよいと思う。

北川委員：窓口機能をどうするかという話から発言させて頂いた。おっしゃるとおり市内部の体制の整備ということであればそのとおり。次の第3章なのか別なところなのか、社協に限らず、中間支援的な機能を持っているところとの関わりというなにか表現があるのかどうかですよね。

事務局：社協の位置づけがどこになるのか関係すると思う。第3章の説明後に協議してもらいたい。

佐々木会長：2、7、8、10ページは何箇所かに、「積極的な」という文言がでてくる。これについてどうか。

第3章に関係するところはあとで議論し、第2章でいうと2ページの市民公益活動の「積極的な」参加および8ページの一番上のところの2点についてどうか。ご意見はないか。

佐々木会長：目次とタイトルの「積極的な」はつけなくてもいいのではないかな。市民公益活動への参加で。他の部分で積極的に市民公益活動参加へ関わっていきます、とあるので二重になってくどいのではないかな。もし「積極的な」という文言をいれたいのであれば、本文のほうだけでも十分意味が通るのではないかな。

木村委員：本文に「積極的」が入っているので、別にタイトルに入れるのであれば、下の「企業の協力」のところにも入れたほうがいいけど、多くなってしまうので、タイトルからは外してもよいと思う。

佐々木会長：タイトルから「積極的な」をとっても意味は通じると思う。他に意見がないのであれば、ここはタイトルから外すということ。

8ページの「8.協働における企業の協力」の中でも「積極的」という文言があり、2ページにも企業では市民公益活動に協力というところが出てくるが、企業でも積極的に協力していくということでこのままにする。

さて、全体として第1章、第2章まででなにかありますでしょうか。

木村委員：資料2の2番の情報公開に関する部分について（7ページ）。説明責任と情報公開とタイトルがあるが、情報公開と言ってしまおうと情報公開条例とか個人情報保護などと混同してしまうのではないかな。

積極的に情報公開と言っているのだから、情報公開ではなく、情報の公開とかにしたほうが誤解されないのではないかな。

宮城県：意見聴取シートの中段の法令順守で対応できないかということくだりは、7ページの「市の有する情報の開示」に関する、に対しての情報開示ということで解釈したが、よろしいか。

事務局：そのとおり。

宮城県：先ほどから出ている積極的な情報開示というのは、市民公益活動団体の責務に対しての情報公開と説明責任ということでよいのか。

事務局：そのとおり。

宮城県：市に対する団体のものというところで、個人情報についての言及のところ、個人情報保護という観点から庁内会議の中で、市として個人情報公開は法令順守を明記しておく必要があるとのことで、市と市民活動団体の両方に関わるということで委員会の中で検討すると捉えていた。

佐々木会長：先ほどの木村委員からの説明責任と情報公開について、7ページの情報公開の文言について、情報の公開ということで意見があったが、それはこの部分でいいのか。

木村委員：そのとおり。

北川委員：「情報公開」と「情報の公開」だと解釈というか何か違いがあるのだろうか。

木村委員：イメージとか捉え方だと思う。市だと市の有する情報の開示とかいうのですよね。

佐々木会長：これは後から調整する。とりあえず情報公開としておくこととする。

事務局：第3章にも開示と公開が出てくる。開示は請求があって開示となる。公開は「開く」なので意味をもう一度調整する。次回までに。

佐々木会長：7ページの説明責任と情報公開に「積極的」という文言が出てきているが、「情報公開」と「情報の公開」との中で微調整が入るかもしれない。ここで積極的が出てくる。個人的な考えだが、情報を公開しないで震災以降、不祥事がおきているので、積極的に情報公開したほうが団体自体の活動を守るという意味で、そのままにしておくということでもよろしいか。

※各委員意見なしで了承された。

【資料1】【資料2】【資料3】に基づき、第3章「協働推進への取り組み 1.市の取組み」

○「市職員の人材育成を行います」について事務局より説明

《質疑応答》

北川委員：本文1行目の法令などの基礎知識の習得および協働の必要性の意識の醸成を図るに全て含まれると思うが、協働の必要性の意識の醸成の前に市民活動団体の理解が先ではないか。最後には記されているが、表現の仕方として法令の基礎知識習得より市民公益活動団体の理解と協働の必要性の意識の醸成が先であってもいいのかな、と。イメージではあるが、いったいNPOや市民公益団体って何なんだ、っていうのが一番大事かな、ということを感じた。

事務局：事務局内部では、はじめは市民公益活動団体の理解ということが先に来て、まず意識醸成として、なぜNPO団体が必要なのか市民公益活動との連携が必要なのか、今後に向けて協働という部分がなければ行政は成り立たないということを、まずは理解してもらって、それを支えてくれるような市民公益活動というところを意識し、理解してもらうことを意識してこういう形にした。

事務局：あと、ひとつ市民公益活動団体がどのようなことをやっているのかを知らない職員がいる、知らせるのが最初だと思う。

今回初めて、どのようなことをやっているのか知ってもらうため、新たな事業として実践体験の実施を入れた。実際仙台市でやっている。

佐々木会長：今回は、これでいいかも知れない。何年後かにはお互いの立場を理解するためにも交換

などができるかもしれない。

市職員の人材育成を行います、はこの辺でよろしいか。

※各委員意見なしで了承。

○「意見交換・提言の機会と場を設けます」について事務局より説明。

《質疑応答》

木村委員：全部に繋がってくると思われるのだが、市民公益活動推進委員会という形できちんできたことは評価する。が、活動の拡大という形で、今回はこの基本方針を作るためだが、この後この委員会の持ちようというか最後に出てくるような協働の実態の評価みたいのところにつながってくると思うので、位置づけをしていかなければならないのではないか。

事務局：条例に市民公益活動推進委員会の設置が謳われており、こういった場を設けいろんな団体と行政も一緒に入らないといけないと思う。

実際、NPO支援オフィスが窓口となっている連絡会議は市職員も入り担当者レベルで団体と意見交換をしている。その1つ上の段階にこの委員会を位置づけすることも考えている。

平塚委員：社協として生活支援団体などと意見交換する場があるが、自分たちの活動を紹介や報告をする場や行政との意見交換できるとよい。行政の方との意見交換会ができるとよいということについては、お互いの理解を深めて、自分たちの活動をもっと市民だけでなく行政サイドにもわかってもらう場を設けてほしいという意見は聞く。

小林委員：使いやすさや限られた時間の中で新しい会員さんとは顔を見て終わりとか、そういった状況なので、場の持ち方であったり使いやすさだったり、必要に応じて支援オフィスや社協との繋がりもあるので、中身や文章をしっかりともらって、どこでも融通の利くようにしてもらえればよい。

佐々木会長：事務局がとしては、小林委員の意見を十分に反映しているという理解か。

事務局：基本方針やマニュアルをしっかりと作れば中身も充実してくると考えている。市民公益活動推進委員会の中でマニュアル作りもできればよいと思う。

佐々木会長：それではこの部分に関してはこのままでよろしいか。

※各委員意見なしで了承。

平塚委員：次の第3章で「協働を推進する体制を整えます」でコーディネート先としてではなくても他の連携先や協力先などに対しても、市として関係性や第三者的な機能を持っている機関との連携を促すものが入ればよいのではないかという意見を持っている。文言に入れるか、マニュアルに含ませるか、方法はあると思う。

※平塚委員、他業務のため退席

○「協働を推進する体制を整えます」について事務局より説明。

事務局：社協の位置づけについてどうするか、団体側なのか、市側なのか、真ん中なのかを明確にしないと、どこに書くのか定まらないと思う。

佐々木会長：もし、文言にするのであれば「関連する団体」などあいまいな表記となるか。あとは「社協」などの具体的な内容はマニュアル中に明記したほうがよいと思う。ここで、位置づけを議論したら結構時間がかかる。

事務局：今ボランティアセンターと連携しているかと言われれば、繋がりはない。ただ、今後のこともあり、ここで社協を入れるのであれば、社協の承諾をもらわないといけない。

北川委員：ここで、固有名詞を入れるのはそぐわないと思う。木村委員の言うとおり、中間支援組織という存在が社協に限らず、NPOや市民公益活動団体を支援する中間支援機能

というか、行政だけでなく、中間にいる人たちと一緒に市民公益活動に連携を促進していくということにつながると思う。

市民公益活動団体と協働を推進するために、同じ目的を持っている中間支援機能と連携するということですね。

事務局：この協働の推進体制を、言うのは市の体制のことで、この入るのではないと思う。

北川委員：もう1項目増えるほうがいいのか、4番目の2行目に入ってくるほうがいいのか。

事務局：一番下の団体の取り組みの中の、団体間の協力のところに持っていくか。

佐々木会長：いや、ここが一番下のレベルの連携なので、入れるのであればもっと前だと思う。

事務局：中間支援組織という話があったが、社協の活動の必要性その中で、それがイコールNPO団体を活動させる中間支援組織だと明言されているわけではなく、いまは震災のあと、自然発生的に機能を持っていることで、ここで中間支援の機能を有すると位置づけた場合、行政内部でもそれってなんなのという、話になってくるのではないかと。ただ、具体的に社協やNPO団体との関わりはあるので、推進に必要なマニュアルのほうに位置づけの必要はあると思う。

佐々木会長：ここではあまりはっきりと書かないで、マニュアルに入れるほうが。

事務局：ここで出てくるNPO支援オフィスは市の施設なので、ここに入るのはかまわない。団体名はそこには入れられないし、具体性を持ったものはマニュアルになるのでは。

佐々木会長：ここは事務局の調整で。

北川委員：皆さんの立場だとNPOとして中間支援機能を狙っての立場だと思うが、社協の立場とは少し違う。

木村委員：たとえば市が内部に対して中間支援組織は何かと説明するとなると明確な定義がない。日本の社会の中で中間支援なんて、突然降って沸いたようなもので、その位置づけは難しいと思う。でも、広い意味での中間支援は見えてきているし、分野を絞ったような団体間のつながりをするなどが増えてきている。

北川委員：なぜ、ここが気になっているかという、今日本の中で中間支援機能の弱さというのが私は問題になっていると思う。今までは市民活動団体を確立させましょと、長い時間だったと思うが、それを支えていく機能というか、行政機能だけでは限界で、だからこそ協働という考え方であり問われている。中間支援を担う機能の意識を強化していかなければならないと思っていて、こういうところにはなかなかお金がつかないので、機能を育てていかなければならないと思っている。

木村委員：市レベルで支援するというのは物理的に難しい。県レベルクラスになると思う。震災後に災害系の全国支援の組織がやってきたが、当初は企業から寄付金とかもらって活動し、たとえば西日本豪雨の際に1人2人派遣してって程度で、誰がそれを支えるのか、市が個々の支援活動団体を支援するというのは難しいので、中間支援機構などワンクッション置いて支援の方法を考えないといけないと思う。

市が一人一人の市民を支えると言いながら物理的にはできないように、複数の団体を支援するのは難しいと思う。次の段階で中間的な部分を支援する団体を支援する仕組みが必要と思っている。

事務局：中間支援組織に対する支援が必要ということで解釈してよろしいか。

木村委員：そのとおり。

事務局：それを行政の取り組みとしてやってもらいたいということか。

木村委員：そのとおり。

宮城県：県でもNPOプラザが県の中核機能拠点として、地域の中間支援組織を支援する役割に位置づけている。これからの取組としては、地域で活動する中間支援組織の必要性というものを県のほうでは気にしており、中間支援組織に対する支援の方法を強化する

方向で考えている。

事務局：最後にとっていたが、この委員会はこの後も続いていく中でひとつの中間支援施設の必要性を課題として位置づけておく、継続していくというのは必要かもしれない。

佐々木会長：では、この丸3つ目のところは、今日のところはこのままでよろしいか。

※各委員了承。

○「市民公益活動団体への支援を行います」について事務局より説明。

佐々木会長：ご意見はありませんか。

個人的には積極的な支援、「積極的」などというのが非常にわかりづらいと思う。

NPO支援を通じた支援、たとえば各種相談・貸会議室・印刷機など、現行の指定管理業務で実施しているということと、「積極的が」どう結び付くのか。これについて文言はどうなのか、これ自体取ったほうがしっくりくるのではないか。

事務局：経緯を説明すると、ここは言葉が何回も変わっている。最初は「必要な」だった。「必要な」から「可能」や「最大」などを経て「積極的」となった。

小林委員：その前の「応じて」だが、大きな団体だといいたいイメージにならないか。活動内容や協働の形態に応じてするのか。

とり方によっては規模や活動内容に応じて支援を、というふうを感じるのでは。

北川委員：私たちにはそうは感じないが、当事者にはそのように感じとらえかねないということであろう。

事務局：逆のイメージが私たちにもあって、補助金でもそんなにうちは要らないんだけど、という団体もあって、大きな団体に照準が行っていると小さい団体が使いづらいイメージがあって、こういう書き方になった。ただ、受け取り方によってはそう取られかねない。

木村委員：私たち長年NPOオフィスを管理していて、あそこを利用しに来ている人は、これから始めようとしている人が多い。私たちが期待するのは、1回支援して、その人たちが育って、次の人たちを支援するイメージと思ったが、そうはならない。支援が必要な人は来て、必要ない人は来なくなる。また何年かして必要になったら来るようなイメージで、市として公益活動を支援する施設を作って支援をするという入口のところで支援をするということに重点を置いたほうがよい。

佐々木会長：「積極的な」を入れるのであれば、団体規模や活動内容、協働の形態などをばっさり切ってもいいのではないのか。

事務局：あえて団体の規模などに応じて、にしたのは、すべてを支援できるわけではないので。

佐々木会長：確かに。規模だと誤解を与えるかもしれない。活動内容も誤解を与えてしまうかもしれない。

事務局：「協働のパートナーとなる」を削除し、「活動内容」も削除する。

協働の定義というところに、市は協働のパートナーとある。協働は二重に使う。

そうすると、市は「市民公益活動団体に対し協働の形態に応じて、積極的な支援を行っていきます。」となる。

北川委員：非常にすっきりしたが、それはなんなんだろう、と思う。

佐々木会長：市としては、「協働の形態」については、どうしても入れたいのか。

事務局：何でもかんでもではない、ということ定義として入れておきたい。

佐々木会長：ここをマニュアルに説明を付け加えることはできないか。

事務局：最終的にはそうなると思う。

佐々木会長：すっきりしすぎて、もう少し味付けがあったほうがいいのか。

北川委員：「活動内容」という言葉はあっても別におかしくはないと思う。

全団体、同じ種類だとしても活動している内容は違うので、「活動内容」という言葉は、その活動内容に合わせてと思った。これが行政的にはどうなのかはわからないが、様々な活動内容に応じてと入ると、より個別の状況に合わせた、というイメージかなと思っていた。

佐々木会長：団体の規模ではなく、「団体の活動内容や協働の形態において積極的な支援を行っていく」とすれば、並列したいというのはクリアになるのではないかと。「積極的は」入れる方向で。

事務局：成り立つと思う。

※各委員了承。

○「協働の実態を把握し情報を開示・提供します」について事務局より説明

木村委員：調査結果の検証する際に両方で検証するのか。市側だけでなく団体側も検証するのか。県の事業でも両方の評価書があって、項目をつけていった経緯がある。そういったものがあつたほうが、お互いにとって誤解がないのでよいと思う。

事務局：両方で行う。どこでやるのかといえば市民公益推進委員会で、調査結果を具体的な検証を行うことができるのではないかと考えている。

事務局：具体的なものはマニュアルに記載かと思っている。

佐々木会長：あと、具体的な支援策の見直しについてはどうか。

事務局：市として、「支援を行います」「体制を整えます」ということでカバーできるのではないかと考えている。ここはやはり、実態把握とかに特化した項目にしたほうがよいと思っている。

佐々木会長：市は「開示提供」ですよ。それに対して調査・意見書をつくるということでしょうか。新しいことをするという話は、また別のところで議論するということがよろしいでしょうか。

事務局：それでよろしいかと。

佐々木会長：【資料2】の一番下にある「協働の実態を把握し情報開示を提供します」のところは、このままということよろしいでしょうか。

※各委員意見なしで了承された。

【資料1】に基づき、第3章「協働推進への取り組み 1.市民公益活動団体の取り組み」

○「透明性の高い組織運営を行います」について事務局より説明

佐々木会長：【資料2】の中段にも団体のところで説明責任と情報公開について法令遵守の内容理解と関係法令の遵守を徹底しますとありますが。

事務局：この会議の直前に総務課に確認したところ、個人情報保護条例が石巻にあるので、それに関係する個人情報保護条例も含まれるという見解を頂いている。市につきましても職員に対してはコンプライアンスがありますので、あえて入れるというのはどうかと、入れなくてもいいのではないかと見解を頂いている。私個人としては、あえて入れなくても良いと思っている。

佐々木会長：ここで法令遵守を入れなくても良いという解釈であるか。委員の皆さんはどうか。

宮城県：前回の委員会でも法令順守の関係で入れなくてもいいのではないかと、というときに委員の皆さんもよろしいのではしていたので、ここはいいのではないかと。

佐々木会長：また、ここにも「積極的」が出てきて、7ページにも若干文章の修正はあるだろうが、説明責任というところで「積極的に情報公開していきます」と明記してあるので、このままにして、「信頼を得るために」の中に積極的に公開するというので、ここもこのままでよろしいでしょうか。

※各委員意見なしで了承された

○「市民の参加を促します」について事務局より説明。

宮城県：何度かこの会に参加させてもらっているが、気になるところがあり「生きがいやスキルアップの機会を提供するため」が引っ掛かる。「市民に参加を促していきます」だけでよいのでは。スキルアップの機会が強調されすぎるとは思わないかと思う。効果は期待しているところではあるが。ここでの市民公益団体の取組みとしての記載としては、シンプルにしたほうがよいのではないか。

北川委員：私も気になっていました。「提供するため」と言ってしまうとどうなのか。

佐々木会長：このためにする人もいるとは思いますが、それを小団体で行うのかということになる。

事務局：それが先程話に出た団体によって違うということに。状況は違うでしょうから。

佐々木会長：「生きがいやスキルアップの機会を提供するため」は削除するというところでよろしいか。

※各委員了承

○「市民公益活動団体と市との協力や連携を促進します」について事務局より説明。

小林委員：公益団体と市との繋がりが、より強くなりますよという意味だと思うが、その意味でより強く市と協働することによる、地域課題などは自分たちがやってきたことで、こういうことに繋がってきているなど感じるが、市の取り組みは上になるので。

事務局：団体と団体との連携を増やすだけではなく、市と協働という、この紙に入ってこなくなってしまう話になる。タイトルにもありますが「市民公益活動団体との協働」ということで市と公益活動団体との協働が基本方針になるので、団体だけ連携するという話だと市のニュアンスが入っていないと、そもそもここに入れるべきではないということになるので、団体と団体が連携して、その上であえて使った言葉である。

北川委員：市と団体が協働して推進するためのということに使っているということか。

事務局：そのとおり。

佐々木会長：1行目の「団体同士が協力し連携する」については、どうするか。連携が主なので「協力し」は取る。

佐々木会長：「団体同士が連携する」ということになるが。

淡泊な表現になるが、「団体同士が協力し連携する」ということは一行かけて同じような表現なので、それはどうするか。地域課題の解決や多様化する市民のニーズに対応するに更なる効果の期待ができますということではどうか。

事務局：上からのトータルとして、「いきます」口調なのに最後だけ「できます」だとバランスが悪い。

宮城県：ここに書かれている文言だけで校正しようとした時に、例えば「活動の広がりや質の向上を図って市との協働に加え他団体との連携を進めます」というのはどうか。

佐々木会長：委員の皆さんは、これでよろしいか。

木村委員：これと意図するところは、団体同士が連携して、連携と先に市との協働があつてということか。

事務局：そのとおり。

：たとえば、何かの事業を考えて市と連携しようとした時に、ひとつの団体が市と協働して何かをやるというよりも、複数の団体が共同して市とやったほうが良いということでもよろしいですね。

事務局：ひとつの団体でできないことも何個か集まって、市と協働すれば大きくできるし団体としての効果もあるのでは。

北川委員：団体同士の横のつながりで協力し合っということですよ。

佐々木会長：ここで言いたいのは「連携」が最優先なのか、市と協働することが優先なのか。

事務局：「連携」であるが、市との協働が入らないとここには基本方針には載せられない。

佐々木会長：問題は優先順位がどちらかということである。

事務局：「連携」である。

佐々木会長：「連携」が主。それで協働じゃないと、ここには…

事務局：載せる意味がないので。

佐々木会長：協働が主で連携が従ということではなく、

事務局：大きな意味では協働の話だが。

佐々木会長：先程確認したのは、全体としては協働だけれども、少なくともここに関しては「連携」が主ということによろしいか。

宮城県：言い方を変えると、市と協働の効果を最大限にするためには他団体と連携し協力するというニュアンスですよ。

事務局：そのとおり。

佐々木会長：はっきり言えば、「市民公益活動団体は市と協働します。」でも通る。というのが、連携が主で、次が協働だと文章的にもう少し表現しないと分かりづらいのではないかと
思う。これだとどっちが上なのかわからない。

事務局：整理する。

佐々木会長：さらにここは「協働推進する取組み」があるので、これでは協働が上のように見える
ので精査願いたい。

「おわりに」について事務局より説明。

木村委員：市民公益活動員会はこれからも続くので、これからも何かその中で検討し変えてい
けばいいので、なんとなく作って終わりということにならないように、年数を区切るな
り施策やルール作りなどを確実にしていく必要があると思う。

北川委員：見直しや進捗管理を、「おわりに」のあたりに委員会を通して「見直しを図ってい
きたい」などのニュアンスはどこかに入れておいたほうがよいのではないかと
思う。

事務局：計画ではないので、期間は入れられないと思う。ただ、復興期間が終わる32年度の
時点で石巻の状況も変わってくると思うので、そのときは見直しが必要かなとは思
っている。

北川委員：そのあたりのニュアンスが、そういうことを私たちは考えているんですよ、という
のがどこかにあれば、言いつばなしではないというのが伝わるのではないかと
思う。

佐々木会長：ここについては、今の意見などを入れてまたメール等で確認する。

「おわりに」については、これで終了にする。

全体を振り返って何かあるか。

※委員質疑応答なし。

議事（2）「今後のスケジュールについて」【資料2】に沿って事務局より説明。

※委員質疑応答なし。

議事（3）「その他について」事務局より説明。

佐々木会長：タイトルについて、もし外部の人が中の○章の名称を変えざるを得ないことにな
ったら、「協働推進の方向性」と「協働推進に関する」でタイトル変えたら、もくじ
も変わる。それも含めて後からメールでお願いしたい。

委員の皆様から何かありますか。

ないようなので、議事の（３）を終了したい。議事を事務局にお返しする。
司会：次に、議事（４）その他について、事務局説明をお願いしたい。

4 その他

事務局：先程のスケジュール確認で次の第５回で最後という形であるが、さらに皆さんからの要望もあればと思い、また我々としても同じ年度にマニュアルの作成に入っていく。条例も改正になるのか新規の条例になるのか、その辺を法令担当と協議していくわけだが、それにあたって皆さんの意見を頂きたい部分も出てくるかも知れない、ということでご了解を頂ければ、どこかの段階で６回目を開催させて頂けないか。できればこの会議そのものの方向性を伺いながら対応できればと思っている。

佐々木会長：６回目の開催は、日程的にはいつ頃がよろしいか。

※「１月」という意見多数

佐々木会長：１月だと中旬から下旬にかけてであろうか。

資料４の一番下の段に「条例改正」をつけると、進んでいく途中段階で団体の皆さんのなにかチェックをしていくということか。

事務局：マニュアルの部分でも団体が係わる部分も必要あると思う。

事務局：本格稼働では来年と思うが、できるところから年度内から取り掛かりたい。

佐々木会長：６回目については、日程の調整がつけば１月中旬から下旬にかけて行うということではよろしいか。

※各委員意見なしで了承された

5 閉 会